

鹿児島県立水産高等学校長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

共済掛金率の変更について (通知)

このことについて、下記のとおり変更されましたので、貴所属所の共済組合員へ周知して下さるようお願いいたします。

記

1 船員組合員の短期掛金率の引上げ

船員組合員の短期掛金率が、平成29年4月から次に掲げる表のとおり引き上げられた(一般組合員については据置き(1,000分の44.51))。

区分	船員組合員の短期掛金率	
	平成28年度	平成29年度
毎月給与 期末勤勉手当	1,000分の42.38	1,000分の42.49

※ 短期掛金は医療給付、休業給付等に係るもので、全ての組合員から徴収する。
上記表に掲げる率には、健診事業等の福祉事業に係る掛金率(1,000分の1.41)を含む。

2 介護掛金率の引上げ

介護掛金率が平成29年4月から次に掲げる表のとおりが引き上げられた。

区分	介護掛金率	
	平成28年度	平成29年度
毎月給与 期末勤勉手当	1,000分の5.42	1,000分の5.79

※ 介護掛金は介護保険制度に係るもので、介護保険の第2号被保険者に該当する40歳以上65歳未満の組合員から徴収する。

3 厚生年金保険料率の引上げ

厚生年金保険料率が平成29年9月から次に掲げる表のとおり引き上げられた。

区分	厚生年金保険料率	
	平成28年9月以後	平成29年9月以後
毎月給与 期末勤勉手当	1,000分の88.16	1,000分の89.93

※ 厚生年金保険料は厚生年金給付に係るもので、全ての組合員から徴収する。
上記表に掲げる率は、労使全体の率(平成28年9月以後は1,000分の176.32、平成29年9月以後は1,000分の179.86)を事業主(地方公共団体等)と折半した率である。

【参考】掛金（保険料）の額の計算式

- ・ 毎月給与に係る掛金（保険料）の額（円位未満切捨て）
＝標準報酬月額×上記各表の掛金（保険料）率
- ・ 期末勤勉手当に係る掛金（保険料）の額（円位未満切捨て）
＝標準期末手当等*×上記各表の掛金（保険料）率
* 期末勤勉手当額の千円未満を切り捨てた額

問合せ先

福利係 担当 若松

電話 099-286-5217

FAX 099-286-5663

※ 本文書の文書管理表上の分類

記号:「B-7-2 (共済組合)」